

鳥取県土木工事共通仕様書の改正

項 目	改 正	現 行
<p>第1編 第1章 第1節 総則</p>	<p>[_____部の記述に改正する。]</p> <p>1 - 1 - 10 施工体制台帳 1 . 一般事項 受注者は、工事を施工するために<u>下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号)</u>に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1 - 1 - 10 施工体制台帳 1 . 一般事項 受注者は、工事を施工するために<u>締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号)</u>に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>
<p>第3編 第2章 第7節 地盤改良工</p>	<p>[_____部の記述を追加する。]</p> <p>2 - 7 - 3 置換工 2 . 一層の仕上がり厚さ 受注者は、<u>路床部又は構造物基礎部</u>の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。</p>	<p>2 - 7 - 3 置換工 2 . 一層の仕上がり厚さ 受注者は、<u>路床部の置換工</u>にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。</p>